

農業振興地域整備計画変更理由書

1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由（法第 13 条第 1 項）

該当するもの全てに○を記入

☐	基本方針の変更	☐	農業振興地域の区域の変更	☐	基礎調査の結果	☐	○	経済情勢の変動その他情勢の推移
--------------------------	---------	--------------------------	--------------	--------------------------	---------	--------------------------	---	-----------------

2 農用地利用計画の変更

案件 番号	変更 区分	用途区分 （前→後）	土地の所在・地番	面積（㎡）		変更理由	根拠法令等 （除外の場合のみ）	備考
					うち農地（耕地） 面積（㎡）			
1	編入	編入 → 農地（畑）	えびの市大字末永字 鳥井原 970-1 ほか 2 筆	5,400.00	0	県営畑地帯総合整備事業（白鳥 2 期 地区）の対象地とするため。	—	
2	編入	編入 → 農地（田）	えびの市大字東川北字 包之元 1264-1	3,894.00	0	大区画化等加速化支援事業（東川北 地区）の対象地とするため。	—	
3	編入	編入 → 農地（田）	えびの市大字上江字 長谷川 2039-1 ほか 3 筆	5,153.00	0	大区画化等加速化支援事業（西上江 地区）の対象地とするため。	—	
4	除外	農地（田）→ 除外	えびの市大字原田字 杉田 1760-1	1,720.00	0	植林のため（追認） 要件については別紙のとおり。	法第 13 条 第 2 項	

5	除外	農地(畑)→ 除外	えびの市大字西長江浦 字肥シ 630-6	101.00	0	非農地と判断された土地であるため。	法第 10 条 第 3 項 非該当	
6	除外	農地(畑)→ 除外	えびの市大字東長江浦 字麻ヶ迫 1665-14	267.00	0	非農地と判断された土地であるため。	法第 10 条 第 3 項 非該当	

* 「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。

* 「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→〇〇」、用途変更の場合は「〇〇→〇〇」、除外の場合は「〇〇→除外」など変更前後の用途区分を記入する。

* 「うち農地(耕地)面積」欄には、農用地区域内農地から荒廃農地A分類、B分類を除いた面積を記入する。

* 「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。

* 「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第 13 条第 2 項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第 10 条第 4 項（及び施行令第 8 条第 1 項の該当する号、施行規則第 4 条の 5 第 1 条の該当する号）」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第 10 条第 3 項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変 更 箇 所	変 更 内 容	変更理由	備 考